

狭山市地域公共交通計画の策定について

1 計画策定の趣旨

本市の公共交通は、鉄道、路線バス及びタクシーのほか、市内循環バス茶の花号を狭山市内の鉄道駅（狭山市駅、新狭山駅、入曽駅、稻荷山公園駅）を起点に運行しています。また、病院が運行している送迎バスの空席を活用し、最寄りの交通結節点への移動支援を行う、高齢者外出支援事業を実施しています。

地域におけるこうした公共交通は、高齢化の進行等によりその重要性が年々増している一方、利用者数の減少傾向が続いている公共交通も見られ、今後の維持、確保が課題となっています。

また、市内循環バス茶の花号は、運行ルート等の見直しを継続的に行っていますが、交通空白地域において移動手段のない住民への対応など、地域で交通事情の課題が異なっていることが明らかになっており、特に、市の郊外部では、人口密度が低く、人口が分散していることから、利用者の需要に応じて運行できるデマンド交通の導入などを検討課題として、令和 3 年 3 月に「新たな地域公共交通の導入方針」を策定し、堀兼地区において令和 4 年 10 月からデマンドバス実証運行に取り組んでいます。

こうした地域公共交通に対する社会的要請に的確に応えるため、公共交通事業者、住民・利用者、学識経験者をはじめとする地域の関係者が知恵を出し合い、合意の下で、路線、ダイヤ及び運賃の見直しや、新たな技術の活用により地域公共交通の改善を図りつつ、公共交通のみでは移動ニーズに対応しきれない場合には、スクールバスや福祉輸送、商業施設の送迎サービスなど地域の輸送資源を総動員しながら、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に努め、その実現に向けて令和 2 年 11 月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の一部が改正され、施行されました。

こうした状況を踏まえ、市行政をはじめとする交通に関わる様々な主体が相互に協力して、本市にとって持続可能かつ有効な公共交通網を形成し、公共交通サービスの維持確保を図ることを目的として、公共交通政策のマスタープランとなる「狭山市地域公共交通計画」の策定を行います。

2 計画策定の視点

(1) 本市の公共交通を取り巻く状況と地域の実情や交通課題を踏まえた計画

高齢化の進行、コロナ禍の新たな生活様式の進展、高齢者の運転免許証の自主返納者の増加、運転士不足など、公共交通を取り巻く環境は大きく変化しており、将来的に現在の地域公共交通が維持できなくなる可能性、交通空白地域の解消、高齢者等の移手段の確保といった課題の解決が求められています。

こうしたことから、公共交通の利用状況や地域における実情と交通課題を的確に捉え、現在、堀兼地区で取り組んでいるデマンドバス実証運行の評価検証を踏まえて、持続可能な公共交通ネットワークの形成を目指して計画を策定します。

(2) 人の流れやまちづくりなどの地域特性に対応した地域公共交通の再編

地域における移手段の維持・確保は、交通分野の課題解決にとどまらず、まちづくり、観光振興、更には健康、福祉、教育、環境等の様々な分野で大きな効果をもたらします。新たな人の流れが生まれ、地域のまちづくり活動の促進と地域コミュニティの醸成を図ることが期待できます。

こうしたことを踏まえ、本市の諸計画と連携を図り、地域の特性に応じた地域公共交通の形成を目指して計画を策定します。

(3) 目標の明確化と施策の重点化

① 目標の明確化

市民に分かりやすい計画にするとともに、計画の達成状況の把握とその評価を通じて、適正に進行管理ができるよう、分野ごとに目標を設定した計画として策定します。

② 施策の重点化

公共交通を取り巻く社会経済環境の変化等に対応するなかで、施策の選択と集中を図り、国庫補助金の活用も視野に、重点的な推進を図る計画として策定します。

(4) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を踏まえた計画

従来の路線バスやタクシーといった既存の公共交通サービスと自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉輸送、病院・商業施設・企業などの送迎サービスなど、地域の多様な輸送資源が担う役割を明確化するとともに最大限活用する取組を検討する計画として策定します。

3 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

4 計画策定に向けた体制

関係者との協議や合意形成を図りながら地域公共交通計画の作成を進めていきます。

(1) 狭山市地域公共交通計画策定庁内検討委員会

<組織>

| | |
|--------|----------------------|
| 市民部 | 部長、次長、自治文化課長 |
| 企画財政部 | 企画課長、行政経営課長、財政課長 |
| 環境経済部 | 環境課長、産業振興課長、商業観光課長 |
| 福祉部 | 障がい者福祉課長、高齢者支援課長 |
| こども支援部 | 保育幼稚園課長 |
| 健康推進部 | 介護保険課長 |
| 都市建設部 | 都市計画課長、道路整備課長、道路維持課長 |
| 事務局 | 交通防犯課公共交通担当 |

(2) 狭山市地域公共交通活性化協議会

<組織>

- ・現在組織している、道路運送法に規定された、バスやタクシー、自家用有償運送等に関する協議を行う狭山市地域公共交通会議に、鉄道事業者や学識経験者等を加え、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条に規定された、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための組織。

▼地域公共交通活性化協議会の議事概要（案）

| | |
|--------------------|--|
| 第1回（令和5年4月） | ・地域公共交通計画の策定について |
| 第2回 （令和5年7月26日） | ・地域及び公共交通の現況整理結果の報告 ・地域公共交通を取り巻く課題の中間報告 |
| 第3回（令和5年12月） | ・各種調査結果の報告 ・地域公共交通を取り巻く課題の報告 ・狭山市地域公共交通の方向性の協議 |
| 第4回（令和6年3月） | ・地域公共交通計画の基本方針等及び施策体系の協議 |
| 第5回（令和6年6月） | ・狭山市地域公共交通計画の骨子案の協議 |
| 第6回（令和6年8月） | ・狭山市地域公共交通計画の素案の協議 |
| 第7回（令和6年12月） | ・狭山市地域公共交通計画の素案の協議 |
| 第8回（令和6年3月） | ・パブリックコメントの実施結果の報告 ・狭山市地域公共交通計画骨子案の協議 |

5 計画策定に向けたスケジュール（案）

以下のスケジュールに沿って、計画策定を進めていきます。

| 業務項目 | 令和5年度 | | | | | | | | | | | 令和6年度 | | | |
|--|-------|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|------|--------|------|
| | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 |
| 1. 地域及び公共交通の現況整理 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①地域特性の整理 | ■ | ■ | | | | | | | | | | | | | |
| ②公共交通の現況整理 | ■ | ■ | | | | | | | | | | | | | |
| ③上位・関連計画等におけるまちづくりの方向性の整理 | ■ | ■ | | | | | | | | | | | | | |
| 2. 公共交通に関するニーズ調査 | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①関係者ヒアリング | | | ■ | ■ | ■ | | | | | | | | | | |
| ②市民アンケート調査 | | | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | | | | | |
| ③公共交通利用者アンケート調査 | | | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | | | | | | |
| 3. 地域公共交通を取り巻く課題整理 | | | | | | ■ | ■ | ■ | | | | | | | |
| 4. 狭山市地域公共交通の方向性の検討 | | | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | ■ | | | | |
| 5. 狭山市地域公共交通計画（案）の策定 | | | | | | | | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ |
| ①目指す将来像、基本方針、基本目標等の設定 | | | | | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |
| ②目標を達成するために行う事業及びその実施主体等の検討 | | | | | | | | | ■ | ■ | ■ | ■ | | | |
| ③狭山市地域公共交通計画のとりまとめ | | | | | | | | | | | | | ■ | ■ | ■ |
| 6. パブリックコメント | | | | | | | | | | | | | | | ●●●● |
| 7. 協議会の開催 （◎：地域公共交通活性化協議会） （●：庁内検討委員会） | | ● | ◎ | | | | | | ● | ◎ | | ● | ◎ | ● | ◎ |